

【茅ヶ崎ローカル応援チケット】
使用可能店舗 募集要項

茅ヶ崎市

令和2年7月14日

本事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛等で、①売り上げが減少するなど大きな打撃を受けている市内中小企業・小規模事業者等の事業継続、②市民等が一体となって本市を盛り上げ、低迷した消費活動を高め、市内経済の早期回復と活性化、を目的として、市内の使用可能店舗で使えるプレミアム付応援チケット（商品券）の発行を実施する。

1. 茅ヶ崎ローカル応援チケットについて

1) 概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 名称 | 茅ヶ崎ローカル応援チケット |
| (2) 発行主体 | 茅ヶ崎市 |
| (3) 発行総額 | 総額13億円（プレミアム率30%） |
| (4) 発行総冊数 | 10万冊（1冊当たりの券面額13,000円分 計16枚綴り） |
| 〔チケットの内訳〕 | 共通券 券面額1,000円3枚/冊 |
| | 専用券 券面額1,000円7枚/冊、500円6枚/冊 |
| (5) 販売価格 | 1冊10,000円 |
| (6) 使用可能期間 | 令和2年10月1日（木）～令和3年2月14日（日） |
| (7) 販売方法 | 窓口販売 |
| (8) 販売窓口 | 10か所以上（予定） |
| (9) 販売期間 | |
| 一次販売 | 令和2年10月1日（木）～令和2年10月21日（水） |
| 二次販売(予定) | 令和2年11月2日（月）～令和2年11月30日（月） |
| (10) 購入対象者 | 茅ヶ崎市内在住、在勤、在学の方
（購入申込制による。応募者多数の場合は抽選により決定） |
| (11) 購入限度 | 購入対象者1人につき7冊まで購入可能 |
| (12) 使用可能店舗 | 小売業、宿泊・飲食業、建設業、生活関連サービス・娯楽業、その他の業種で市内に事業所、店舗等を有する事業者で、市内の店舗等に限り応援チケットを使用可能とすることができる事業者（約1,000店舗見込）を公募して決定 |

2) 応援チケット取り扱い事項

- (1) 応援チケットは物品の販売又は役務の提供などの取引において使用可能です。
- (2) 応援チケットと現金の交換は禁止しています。
- (3) 応援チケット券面額以下の使用の場合、お釣りは支払わないで下さい。
- (4) 物販販売や役務提供の不足額分は現金等で受け取って下さい。
- (5) 商品返品の際の返金はできません。
- (6) 店舗で独自に応援チケットの使用対象外となる商品などを定める場合は、あらかじめ応援チケット購入者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示して下さい。

- (7) 応援チケットの保管にあたっては、折ったり破ったりしないようご注意ください。
- (8) 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、応援チケット使用上限額などを定める場合は、あらかじめ応援チケット購入者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示して下さい。
- (9) 使用可能期間を過ぎた応援チケットは受け取らないで下さい。
- (10) 応援チケットの盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者（茅ヶ崎市）は責を負いません。
- (11) 応援チケットの交換又は売買はできません。

3) 応援チケットの使用対象にならないもの

- (1) 出資や債務の支払い（税金・振込手数料、電気・ガス・水道料金など）
- (2) 換金性の高いもの（貴金属、有価証券、商品券（ビール券、図書券、店舗が独自に発行する商品券など）、切手、印紙、プリペイドカード等）
- (3) たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入（電子たばこを含む）
- (4) 事業活動に伴って使用する原材料・機器類及び仕入商品等の購入
- (5) 不動産（土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料等）に係る支払い
- (6) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (7) 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (9) 会費、商品及びサービスの引換券等代金を前払いするもののうち、有効期限が令和 3 年 2 月 14 日を超えるもの
- (10) その他本事業の趣旨にそぐわないと茅ヶ崎市が指定するもの、及び使用可能店舗が指定するもの

2. 使用可能店舗の募集概要

1) 参加資格

市内に事業所、店舗等を有する事業者で、市内の店舗等に限り応援チケットを使用可能とすることができる事業者とします。使用可能店舗の参加登録は無料です。

ただし、次の者または店舗等を除く。

- (1) 「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行う者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者

- (3) 「応援チケットの使用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等
- (4) 茅ヶ崎市入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けている者
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（昭和40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等
- (6) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (7) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (8) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2) 使用可能店舗の区分

- (1) 大型店　：　大型店とは、建物内の店舗面積の合計が1,000平方メートルを超える店舗およびそのテナントとする。
- (2) 中小規模店　：　中小規模店とは、店舗面積が1,000平方メートル以下の店舗（事業所）をいう。ただし、前項の大型店のテナントのうち、自らが使用可能店舗として登録申込を行い、かつ換金手続きを行う店舗は中小規模店とする。

3) 使用可能店舗の区分毎に使用できる応援チケットの券種

- (1) 大型店
応援チケット購入者は、大型店で共通券のみ使用することができる。
- (2) 中小規模店
応援チケット購入者は、中小規模店で共通券および専用券を使用することができる。

4) 使用可能店舗の責務等

- (1) 使用可能店舗であることが明確となるよう、販売ツール（ポスター及びステッカー）を応援チケット購入者がわかりやすい場所に掲示してください。

- (2) 応援チケット購入者が使用する応援チケットについて、受け取って問題ないか確認をして下さい。尚、偽造防止加工がされてない、色合いが明らかに違うなど、偽造された応援チケットと判別できる場合は、応援チケットの受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報して下さい。また、その旨を茅ヶ崎市の応援チケットコールセンター（8月中旬開設予定）にも報告して下さい。
- (3) 確認用として配布する見本券は、応援チケットを取り扱うすべての方に周知下さい。
- (4) 応援チケットを受け取った時は、再流出を防止するため応援チケットの半券（店舗控え）を切り取って下さい。店舗控えへの店舗印は不要です。
- (5) 使用済応援チケットを換金する際、万が一、入金額に差異があった場合のため、応援チケットの店舗控え部分を、入金確認を完了するまで大切に保管して下さい。
※この応援チケットの店舗控え部分がない場合は、振込金額に差異があっても異議申し立てができませんのでご注意ください。なお、店舗控え部分がある場合でも、振り込み後、2週間を過ぎてからの異議申し立てはできませんので、ご理解、ご了承ください。
- (6) 換金手続きについては、応援チケットの集荷・送付による換金（2回/月）と指定金融機関への持ち込みによる換金（随時受付、数日後振込）のどちらかを選んでいただきます。選んでいただいた換金方法で、使用済応援チケットを確認し、請求いただいた金額を口座に振込いたします。振込手数料は事務局にて負担致します。
- (7) 使用可能期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された応援チケットのみ換金可能です。
- (8) 応援チケット事業の運営にご協力ください。
- (9) 応援チケットの換金において、集荷・送付を選択された場合、万が一「換金用伝票に記載された内容」と、「送付された使用済応援チケットの集計枚数」に差異が生じた場合は、「送付された使用済応援チケットの集計枚数」を正とし、換金額の振込を実行します。

3) 申込から選定まで

(1) 申込方法

使用可能店舗の登録申込は、この募集要項を確認の上、8頁に記載の「誓約事項」に同意の上、使用可能店舗登録申込書に必要な事項を入力、または記入し、お申込みください。

- ① インターネットで申請 : 市ホームページ（後日、専用HPも開設予定）
- ② ファクシミリで申請 : 番号 0467-57-8377
- ③ 郵送で申請 : 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1

茅ヶ崎市経済部産業振興課 宛

※市内に複数の店舗を持つ事業者については、店舗毎にお申込みください。

事業者単位で取りまとめて申込みも可能です。

お申込み内容については、十分に確認していただき、申請ください。

記入内容についての詳細は、「登録申込書」も合わせてご確認ください。

(2) 申込期間

令和2年7月15日(水)から8月14日(金)まで(※一次締切)

令和2年8月15日(土)から12月28日(月)まで(※最終締切)

お申込みいただいた情報を基に各使用可能店舗の情報を8月14日(※一次締切)までに申込された事業者については、店舗一覧のパンフレットに掲載、ホームページ上に公表を予定しております。8月15日以降に申込された使用可能店舗はホームページ上に公表を予定しております。使用可能店舗の一覧は、随時茅ヶ崎ローカル応援チケット専用ホームページ上で更新致します。

(3) 登録・承認(約1,000店舗の見込)

申込のあった事業者については、審査を経て、使用可能店舗として登録致します。

ただし、登録後であっても次の事項に該当する場合には、審査により登録を取り消すことがあります。

①申し込み内容に虚偽・不備等があった場合

②市が登録を取り消すと判断した場合

(4) その他留意事項

①使用可能店舗の情報(店舗(事業所)の名称、所在地、電話番号、業種、主な取り扱い品目等)は、購入対象者向け広報物、ホームページなどに掲載します。

②使用可能店舗向けのマニュアル・ステッカーを作成し、9月中旬以降順次配布予定です。

③応援チケットの取扱い、換金の方法など詳細については、使用可能店舗マニュアルを参照してください。

④「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や使用可能店舗の登録取消、損害賠償金の請求を行う場合があります。

⑤「募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、茅ヶ崎市がその都度対応を決定します。

⑥本事業用にデザインされた「応援チケット」の肖像使用を含む広告知物の作成・掲出等については事前に承認が必要となります。

⑦茅ヶ崎市の方針変更等、内容が変更される可能性がある旨を予め承願います。

3. 換金について

1) 換金方法について

物品の販売又は役務の提供などの取引において応援チケットを受け取った使用可能店舗は、換金を申し出ることができ、その方法については以下2つから選択ください。

(1) 応援チケットの集荷による換金（2回/月）

使用済応援チケット本券の裏面に店舗印を押印し、枚数を集計してください。換金請求書には集計した枚数を記載し、専用の集荷・送付伝票を使用して、集計センターに応援チケット本券と換金請求書を配送してください。集計締切日に対応する振込日に指定の振込口座に送金いたします。

(2) 指定金融機関への持ち込みによる換金（随時受付、数日後振込）

指定金融機関への持ち込みによる換金を希望される店舗（事業所）等につきましては、以下の指定金融機関の口座が必要です。

使用済応援チケット本券の裏面に店舗印を押印し、枚数を集計してください。換金請求書には集計した枚数を記載し、指定金融機関に直接ご持参ください。指定金融機関にて送金手続きを行い、数日以内に振込口座に入金いたします。

指定金融機関の一覧(7月14日(火)17時時点 ※随時更新いたします。)

- 湘南信用金庫(茅ヶ崎営業部、小和田支店、若松町支店、高田支店、茅ヶ崎駅南口支店)
- スルガ銀行茅ヶ崎支店、●神奈川銀行茅ヶ崎支店、●中南信用金庫茅ヶ崎支店

※指定金融機関への持ち込みによる換金の申込が集中した場合は、使用可能店舗への振込が遅れる事がございます。

※指定金融機関の窓口で換金手続きを行うため、使用済応援チケットの集計、換金請求書の作成は各使用可能店舗にてご準備の上、換金にお越してください。

2) 費用負担について

使用済応援チケットの配送料・振込手数料等はありません。

3) 換金期間について

令和2年10月1日(木)～令和3年2月26日(金)とします。

応援チケットの換金は、集計センターや指定金融機関の窓口で集計した結果を正(本券の実数)とし、入金額に異議がある場合は、入金日から2週間以内に限って受付いたします。2週間を過ぎてからの異議お申し立てには一切応じられませんのでご注意ください。また、この期間を過ぎてからの換金には一切応じられませんので、必ず換金期間中に換金手続きをして下さい。

4. その他

問い合わせ先、およびコールセンターについては次の通りです。

茅ヶ崎市経済部産業振興課商工業振興担当

TEL: 0467-82-1111

FAX: 0467-57-8377

Email: sangyou@city.chigasaki.kanagawa.jp

茅ヶ崎ローカル応援チケットコールセンター

令和2年8月17日～令和2年11月30日<開設予定>

平日8:30～17:00（土・日・祝休み）

5. 誓約事項

- 1) 商品の販売、又はサービスの提供なく応援チケットの換金を行いません。
- 2) 応援チケットを使用できない商品に対して、応援チケットでの支払いを受けません。
- 3) 応援チケットの再販、再流通は致しません。
- 4) 応援チケットの偽造、悪用、濫用は致しません。
- 5) 応援チケットを紛失、毀損した場合、すべて自己責任と致します。
- 6) 応援チケットの使用可能期間中（令和2年10月1日から令和3年2月14日）は使用可能店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退は致しません。
- 7) 応援チケットの取扱い、使用可能店舗の責務の他、募集要項に記載されている内容に同意し、遵守します。
- 8) 応援チケットの使用に際して、応援チケット購入者からの苦情や紛争が生じ、使用可能店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- 9) 応援チケットの取扱いに対して茅ヶ崎市からの改善要請等があった場合にはそれに従います。
- 10) 店舗名、所在地、電話番号、業種、および主な取扱品目の公表（専用HP・チラシ・茅ヶ崎市の公共施設や地図情報を公開・提供するサイト等に掲載）について同意します。
- 11) 登録する店舗は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業を行う者、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行う者及び食事の提供を主目的としない県内キャバレー・クラブ、待合などを運営する者」「特定の宗教・政治団体と関わる店舗等」又は「公序良俗に反する店舗等」ではありません。
- 12) 使用済応援チケットの換金手続きについて、スムーズな集計、換金事務を行うため、次の事項について協力致します。

※特に応援チケットを専用封筒に封入する前にご確認ください。

- ①店舗控えを換金が完了するまで大切に保管してください。
- ②応援チケットの表紙・裏表紙は外し、ミシン目から切り離してください。
- ③応援チケットの本券と店舗控えを切り離してください。
- ④応援チケットの本券の向き（表裏・天地）を揃えてください。
- ⑤応援チケットに軽微な破損が生じた場合、セロテープなどで補修して下さい。
- ⑥換金請求書に応援チケットの枚数と記入日を記入してください。
- ⑦換金請求書と応援チケットの本券を輪ゴムで束ねて、専用封筒に入れてください。
- ⑧最後にしっかりと専用封筒に封をしてください。

以上、募集要項をご確認の上、茅ヶ崎ローカル応援チケットの使用可能店舗として、ご登録の申込いただきますよう、また、ご協力お願いいたします。